

第36回 筑協「つくば3Eフォーラム」委員会議事次第

1 日 時 令和6年3月6日（水）15:00～16:30

2 場 所 文部科学省研究交流センター 2階第1会議室
オンライン会議（Microsoft Teams）

3 議 題

- (1) 第35回筑協「つくば3Eフォーラム」委員会議事要旨の確認について
- (2) つくば3Eフォーラムの令和5年度活動報告と令和6年度事業計画について
- (3) タスクフォースの令和5年度活動報告および令和6年度活動計画について
 - ・ 次世代エネルギーシステムTF
- (4) 令和6年度つくば3Eフォーラム委員会の体制について
- (5) その他

4 配付資料

- (1) 第35回筑協「つくば3Eフォーラム」委員会議事要旨（案）
- (2) つくば3Eフォーラムの令和5年度活動報告と令和6年度事業計画について
 - 1 第16回つくば3Eフォーラム会議
 - （参考資料）アンケート集計結果
 - 2 令和6年度事業計画
- (3) タスクフォースの令和5年度活動報告と令和6年度活動計画
 - ・ 次世代エネルギーシステムTF
- (4) 筑波研究学園都市交流協議会規約
- (5) その他
 - ・ 委員確認票

第 35 回 筑協「つくば 3 E フォーラム」委員会議事要旨（案）

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 21 日（金）13：30～14：15
- 2 場 所 文部科学省 研究交流センター 2 階 第一会議室
Microsoft Teams でのオンライン会議
- 3 出席者 （順不同、敬称略） ◎オンライン参加
委 員 長：鈴木石根（筑波大）
委 員：◎小貫智也（茨城県）、◎伊藤智治（つくば市）、◎尾形敦（産総研）、
森口祐一（国環研）、篠原嘉一（物材研）、◎荒平正緒美（農研機構）、
石田政義（筑波大）、秋山肇（筑波大）
T F 座長：（石田政義（筑波大））
事務局長：内海真生（筑波大）
オブザーバー：◎足立伸一（高エ研 代理：福田浩）
- 4 配付資料
 - (1) 第 34 回筑協「つくば 3 E フォーラム」委員会議事要旨（案） [資料 1]
 - (2) つくば 3 E フォーラムの令和 5 年度事業計画について [資料 2]
 - (3) タスクフォースの令和 5 年度活動計画について
・次世代エネルギーシステム T F [資料 3]
 - (4) 第 16 回つくば 3 E フォーラム会議について [資料 4]
 - 委員名簿
- 5 議 事

議事に先立ち、鈴木委員長から、令和 5 年度より新たに委員に就任された小貫委員（茨城県）、伊藤委員（つくば市）、秋山委員（筑波大学）の 3 名の紹介があった。

 - (1) 第 34 回筑協「つくば 3 E フォーラム」委員会議事要旨の確認について
委員長から、資料 1 に基づき、各委員にメールにて照会・確認済みである旨の説明があり、異議なく確認された。
 - (2) つくば 3 E フォーラムの令和 5 年度事業計画について
委員長から、資料 2 に基づき、令和 5 年度事業計画について説明があった。なお、本事業計画は第 34 回の委員会にて承認済みである。
 - (3) タスクフォース（T F）の令和 5 年度活動計画について
○次世代エネルギーシステム T F
石田 T F 座長から、資料 3 に基づき、令和 5 年度活動計画についての説明があった。なお、本活動計画は第 34 回の委員会にて承認済みである。
《以下、各委員からの質問コメント等》
・今年度開催する「気候市民会議つくば 2023」の中でも「ホロニズムタウン」について興味を持たれている市民がいらっしゃる。同会議は直接的には 3 E フ

オーラムとの関連性はないが、その目指すべき目標、達成すべきミッションについては重なる部分が大きいのと考えるため、情報については随時共有していきたい。

- ・今後の目標実現については市民の行動変容が重要な要素であり、社会科学や人文の側面からも提案できることがあると考える。

(4) 第16回つくば3Eフォーラム会議について

委員長から、資料4に基づき、令和5年10月1日に開催される第16回つくば3Eフォーラム会議について説明があった。内諾済みの講演者3名の紹介があり、各機関での周知に加え、委員の方々にもご参加をいただけるよう依頼があった。

次回日程 令和6年3月頃を予定

以 上

第 16 回つくば 3 E フォーラム会議

我が国は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする（2050年カーボンニュートラル）、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、様々な取り組みを進めています。

今回のフォーラム会議では、実現に向けた企業や大学の取り組みを紹介するとともに、今後の実現すべき未来を皆さんとともに考えていきます。

日 時	令和 5 年 1 0 月 1 日（日）13:00～15:00
場 所	筑波大学大学会館 ホール
テーマ	2050年の生活と社会を考える

プログラム

13:00－13:15 開会挨拶	鈴木 石根 （つくば 3 E フォーラム議長） 小原 春彦 （産業技術総合研究所上級執行役員、つくばセンター所長 筑波研究学園都市交流協議会会長） 五十嵐 立青 （つくば市長）
13:15－13:45 講演	電子部品メーカーが挑む持続可能な社会への貢献 池田 靖光 氏（SMK 株式会社 代表取締役社長）
13:45－14:15 講演	SDGs の達成に向けて大切なこと、その上で考えるポスト SDGs 川廷 昌弘 氏（慶応義塾大学 SFC 研究所 xSDG・ラボ アドバイザー 神奈川県顧問(SDGs 推進担当)）
14:20－14:50 講演	2050 年カーボンニュートラル社会の実現に向けて ～筑波大学 DESIGN THE FUTURE 機構の取り組み～ 西尾 チヅル 氏（筑波大学副学長（企画評価・広報担当） DESIGN THE FUTURE 機構長）
14:50－15:00 閉会挨拶	つくば 3 E フォーラム議長

主催：筑波大学、筑波研究学園都市交流協議会 ／共催：つくば市 ／後援：茨城県

参加者数：約30名（対面）



第16回つくば3E（環境・エネルギー・経済）
フォーラム会議

2050年の 生活と社会を 考える

2023年

10.1 日 13:00～15:00

13:15-13:45

「電子部品メーカーが挑む 持続可能な社会への貢献」

池田 靖光 氏 SMK 株式会社 代表取締役社長

13:45-14:15

「SDGsの達成に向けて大切なこと、 その上で考えるポストSDGs」

川延 昌弘 氏 慶応義塾大学SFC研究所 xSDG・ラボ アドバイザー
神奈川顧問(SDGs推進担当)

14:20-14:50

「2050年カーボンニュートラル社会の 実現に向けて

～筑波大学 DESIGN THE FUTURE 機構の取組み～」

西尾 チヅル 氏 筑波大学副学長（企画評価・広報担当）
DESIGN THE FUTURE 機構長

参加費無料

事前申し込み優先入場（当日参加可）

申込み

9月30日（土）17:00までにホームページから
<https://eeeforum.sec.tsukuba.ac.jp/>



【会場】筑波大学 大学会館3階ホール
茨城県つくば市天王台一丁目1番地1



バスをご利用の場合、つくばエクスプレス線つくば駅から筑波大学循環バス（右回り）に乗り、「大学会館前」で下車してください（約10分）。お車の方は、大学の駐車場がございます。



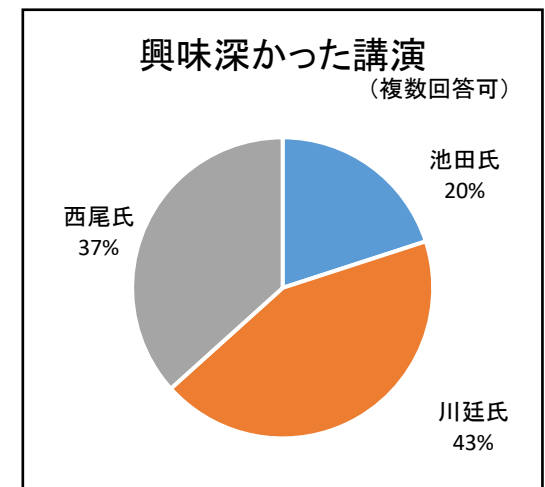
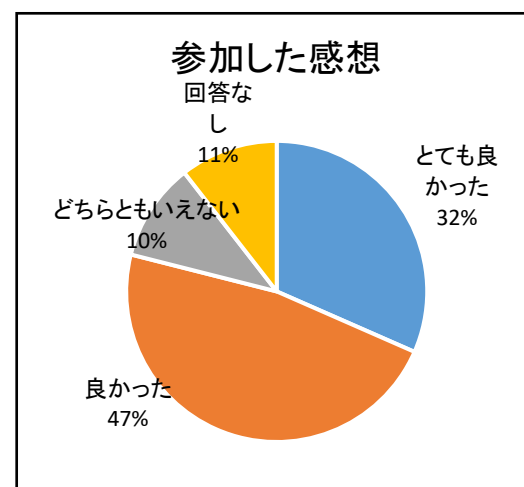
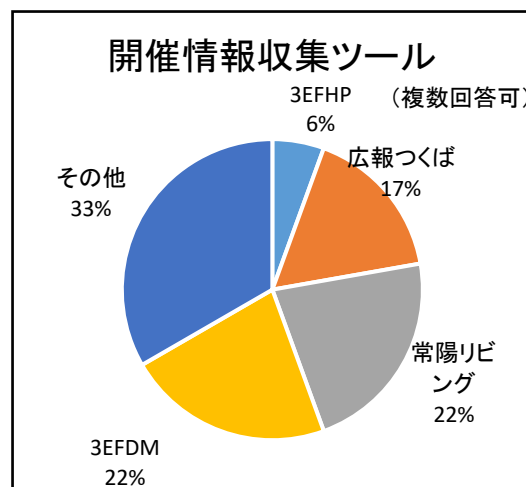
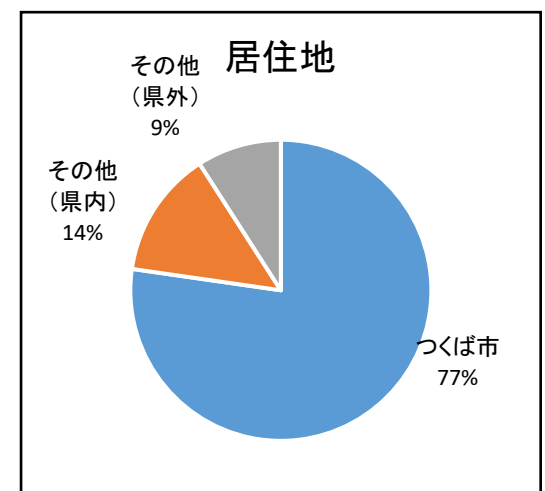
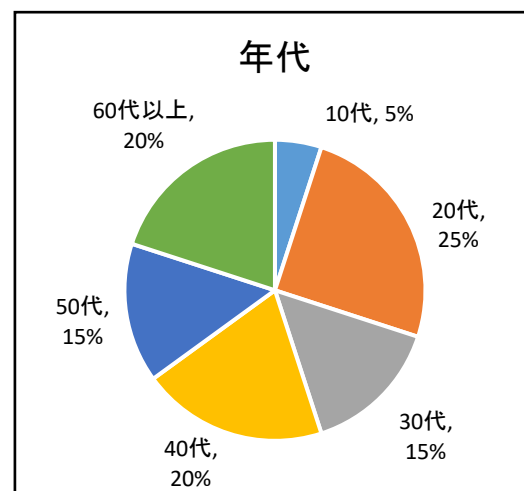
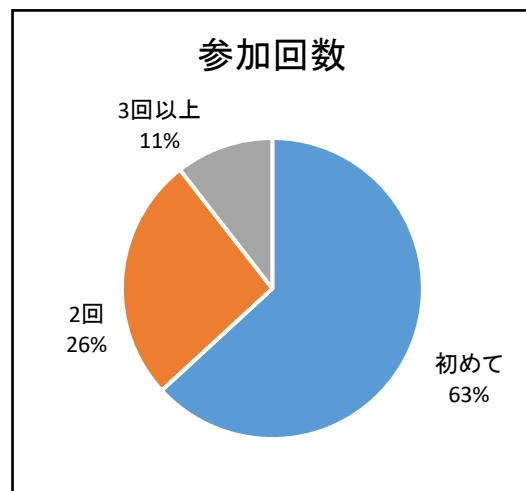
【お問い合わせ】つくば3Eフォーラム事務局（筑波大学内） Tel.029-853-2052

【主催】筑波大学 筑波研究学園都市交流協議会 【共催】つくば市 【後援】茨城県

第16回つくば3Eフォーラム会議アンケート結果

(参考資料)

2023.10.1開催



【次回のつくば3Eフォーラム会議で取り上げてほしい事項】

- 世界と比較した日本の環境問題の現状
- SDGsの達成に向けた具体的な施策
- 環境問題に携わる人材のキャリアパス
- 先進的な取り組みを行っている国内外の事例紹介
- 環境問題にかかる学生の取り組みについて

【意見・感想】

- 各方面で活躍する三者のお話を聞けてよかった
- 今SDGsの達成に向けて自身でもできる取り組みについて考えるきっかけとなった
- カーボンフットプリントの取り組みがおもしろいと感じた
- カーボンニュートラルの達成は市民一人一人が考えていく課題と感じた
- 行政の取り組みについても聞いてみたいと思った
- 学生などの若い世代が参加し、環境問題について考えていくことが達成に繋がるのではないかと感じた
- 講演内容は素晴らしかったので、より多くの方が参加されるように広報を行ってほしい

令和6年度 事業計画

資料2-2

筑協「つくば3Eフォーラム」委員会

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体に関わる活動	委員会等			●事務局会議 (◇つくば市との懇談) (筑協幹事会) (筑協総会)			●3EF委員会		●事務局会議 ◆実行委員会等 (◇つくば市との懇談)				●3EF委員会
	行事											◆第17回フォーラム会議	
技術実証実験の提案 システム開発	タスクフォース 次世代エネルギー	水素ステーション誘致促進活動、茨城県エネルギー施策支援、筑波大学キャンパス内水素ステーション構想の具現化、SDGsへの提案策定 ほか											

令和 6 年 3 月 6 日

令和 5 年度活動報告

次世代エネルギーシステムタスクフォース

1. メンバー（最終、各組織代表者のみ、敬称略）

（筑波大学シス情）石田政義，（筑波大学数理物質）近藤剛弘，（九州大学）中村潤児，（日本自動車研究所）三石洋之，（日本自動車研究所）森田賢治，（国土政策技術総合研究所）足永靖信，（物質・材料研究機構）北澤英明，（産業技術総合研究所）岸本治夫，（日立国際電気）垣花祐，（日立製作所）鎌田真希，（関彰商事）山内一夫，（安藤ハザマ）郡司 清，（日本エアリキード）寺田健次，（神戸製鋼所）藤澤彰利，（茨城県）小貫智也，（つくば市）渡邊俊吾，（東京ガスケミカル）石倉威文，（菱電商事）杉尾定範，（菱電商事）笠野直材，（日鉄住金 P&E）伊藤徳郎，（日本サポートシステム）藤野友希，（太陽日酸）戸来敬太，（フジキン）栗山誠一，（ヤマハ発動機）榊原瑞穂，（JSC 総合研究所）岡地慶直

〔オブザーバー：（エネルギー・生活科学研究所）杉本一郎，（三菱電機）木村昌史，（トヨタ車体）近藤考司／事務局：吉永千枝〕

2. タスクフォース会合

- (1) 第一回 TF 研究交流センター 8 月 21 日（木）13:30～16:00
- (2) 第二回 TF 研究交流センター 12 月 1 日（金）10:30～13:00
- (3) 第三回 TF 研究交流センター 2 月 2 日（金）10:30～13:00
- (4) 第四回 TF 研究交流センター 3 月最終週（予定）

3. ワーキンググループ他会合

★カーボンマイナス発電・材料分科会（主査：岡地慶直）

- (1) 第一回分科会 オンライン（Zoom） 3 月 5 日（火）10:00～12:00 予定
- (2) 第一回分科会 筑波大学東京キャンパス 3 月 8 日（金）13:30～16:30 予定

WG 随時多数実施したため記載省略

4. 具体的活動

- (1) ひとまちラボつくば イオンモールつくば屋外イベント広場 SORA-Sta
4 月 22 日（土）10:00～16:00
- (2) グリーンピア活用脱炭素プラットフォーム構築に関する討論
（呉市議会議員沖田範彦氏との面会） 全国町村議員会館

- 5月1日(月) 14:30～19:30
- (3) 茨城県議会防災環境産業委員会来訪 筑波大学 3E301 会議室
- 6月30日(金) 10:00～12:00
- (4) つくばみらい市庁舎訪問 (小田川 浩市長他市職員との面談)
- 8月21日(月) 13:30～15:30
- (5) 桜川市オンライン意見交換 (石川武彦副市長他市職員との面談)
- 10月23日(月) 14:00～15:30
- (6) 茨城県議会横田透議員来訪 3F320 会議室
- 11月9日(木) 10:00～11:30
- (7) 茨城県庁訪問 (営業戦略統括官橘川栄作氏他県職員との面談)
- 11月17日(金) 13:30～15:30
- (8) 桜川市庁舎訪問 (石川武彦副市長他市職員との面談)
- 12月1日(金) 15:00～17:30
- (9) 筑波銀行訪問 (常務執行役員渡辺一洋氏他職員との面談)
- 12月14日(木) 10:00～11:30
- (10) つくばみらい市庁舎訪問 (小田川 浩市長他市職員との面談)
- 1月19日(金) 13:00～15:00
- (11) 筑波大学オープンイノベーションシンポジウム「サステナブルな社会の創造 カーボンニュートラル社会に向けて」講演,「脱炭素実現モデル街区構築に向けた活動」, 1月23日, コンGRESクエア日本橋ホール A・B+オンライン
- (12) エネルギー・資源学会 第40回エネルギーシステム・経済・環境コンファレンス 1月31日, 東京大学生産技術研究所, “再生可能エネルギー需給型コミュニティ エネルギー需要形成シナリオと需要データの制作”, 20-6, 杉本一郎, 古谷瑞樹, 石田政義
- (13) 桜川市オンライン意見交換 (石川武彦副市長他市職員との面談)
- 2月1日(木) 13:15～15:00
- (14) 関連技術開発研究 (トリシクル, メタノール水, 液体空気貯蔵, 実証など) 推進

以 上

令和 6 年 3 月 6 日

令和 6 年度活動予定

次世代エネルギーシステムタスクフォース

1. 課題

カーボンニュートラルを実現するホロニズムタウンの具体的な実証プロジェクトおよび啓発活動の拡大

2. 概要

当タスクフォースは、Society 5.0 や SDGs の理念に基づく「つくばモデル」の発展を目指し、新エネルギーシステムの具体的な実証とメタノール水をエネルギーキャリアとする提案を推進してきた。本年度は、つくばみらい市、桜川市、呉市、およびその他自治体と連携し、具体的なプロジェクトの具体化を進め、2050 年目標の実質 CO2 排出ゼロ社会を目指す実験街区の実現に向けた活動を強化する。

3. 計画・方法

2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、カーボンマイナスを目指す野心的なアプローチが必要である。本年度は、連携自治体とのプロジェクトを通じて、実証プラットフォームの設置、市民への啓発活動、および具体的な実験街区の実現を推進する。具体的計画は以下の通り。

(1) 国内外の関連取り組みとの連携強化

グローバルなカーボンニュートラル活動と連携し、優れたアイデアを取り入れ、本プロジェクトの独自性とバージョンアップを図る。

(2) ホロニズムタウン実証プロジェクトの推進

連携自治体と共同でホロニズムタウン構想の実証プロジェクトを具体化し、社会的インパクトの解析と啓発活動を実施する。

(3) 成果発表と資金獲得のための活動

学会やメディアを通じて成果を公表し、公募を含む資金獲得に努める。また、引き続き組織化を進め、事業化に向けた基盤を強化する。

その他、本気で CN を達成する覚悟をもって、臨機応変に早期の目標達成を念頭に活動を推進する。また、成果については適切な関係学会等で積極的に公表していく。

4. 期待される成果・効果

先進的なカーボンニュートラル社会の実現に向けた役割を担い、具体的なプロジェクトを通じて社会全体に影響を及ぼす。研究成果は、茨城県を始め国内外での社会実装に貢献し、広く情報発信することで高い社会的評価を得ることを目指す。

5. 具体的取り組み予定

上記1～4は昨年度計画とほぼ同じである。単純には特別に獲得できた予算がなく、通常の配分予算の範囲でしか活動が進まなかったことに拠る。その状況では、推進のための基盤整備を継続することに尽きる。一方で、国／県／市レベルの政治家との話がでるようになったことの進展はあり、引き続き努力を重ねる。

研究活動に関して、①企業との共同によるメタノール水キャリアモデル構築、②NIMSとの磁気冷凍技術の基礎検討具体化（JST 予算）、③概算要求「地球規模的課題解決のための全学的広域分野横断型研究推進プラットフォームの構築」（DTF 機構、内示）、④ホロニズムモビリティ推進を予定する。また、分科会参加企業との共同開発および実証計画も打診されていることから、様々に具体化することが予想される。

6. その他課題

石田（現座長）が2026年3月定年退職予定であり、座長交代を始め、TF自体の組織および運営方法の検討を始める必要がある。

以 上

筑波研究学園都市交流協議会規約

(略称：筑協)

(名称及び事務局)

第1条 本会は、筑波研究学園都市交流協議会（以下「筑協」という。）と称し、事務局を茨城県つくば市に置く。

(目的)

第2条 本会は、筑波研究学園都市の国際性を活かし、筑波研究学園都市の将来像をふまえ、会員相互が研究交流、共通問題等について相互に緊密に連携し、必要な意見交換を行うとともに、真に住み良い成熟した都市づくりを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 筑協は前条の目的達成のため、次の事項について協議するとともに必要な活動を行うものとする。

- (1) 研究交流及び産学官連携に関すること。
- (2) 都市づくり及び環境に関すること。
- (3) 普及広報及び情報発信に関すること。
- (4) 国際交流・協力に関すること。
- (5) その他共通問題等前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 筑協は、別表の参加機関の長等（以下「会員」という。）と特に認められた者（以下「特別会員」という。）をもって構成する。

- 2 筑協に会員として新たに加入する場合は、会員の推薦を記した加盟申し込みと総会の承認を必要とする。
- 3 特別会員の登録は、筑協の委員会等活動に参加した経験等があり、今後の筑協の活

動に寄与することが期待される者を会長が総会へ推薦することとし、総会の承認を必要とする。

4 会員は、それぞれ当該会員が指名する補佐役を置くものとする。なお、会員が必要と認めたときは、補佐役にその職務を代行させることができる。

5 会員又は特別会員がやむを得ない事由により、本会を退会する旨の届出をしたときは、本会の構成から除外するものとする。会員が解散したときも同様とする。

(役員)

第5条 筑協に次の役員を置く。

(ア) 会長 1名

(イ) 副会長 7名以内

(ウ) 幹事 15名以内

(エ) 監事 2名

2 役員は、会長が指名する。

3 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。なお、役員が任期中に機関等の長を辞任したときは、後任者が残任期間を引き継ぐものとする。

4 特別会員は、役員となることができない。

5 会長は、筑協を代表し、会務を総括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

7 幹事は、筑協の運営に関する事項を審議する。

8 監事は、筑協の会計経理の状況を監査し、その結果を会員に報告する。

(総会)

第6条 総会は、会長がこれを招集し、主宰する。

2 会長は、少なくとも毎年度1回以上総会を開催し、必要と認めた場合には、臨時総会を開催できる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改正に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 事業の報告及び計画に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

(幹事会)

第7条 筑協の円滑な運営を図るため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事、企画調整委員会の委員長により構成するものとし、筑協の運営に関する事項を審議し、会務を処理する。
- 3 幹事会は、必要に応じ、随時、会長がこれを招集し、主宰する。
- 4 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第8条 会長の下に、筑協の活動に関する課題の調査、検討、企画調整及び立案、調整を行うため、企画調整委員会を設け、その下に研究推進型委員会及び課題解決型委員会に区分される委員会をそれぞれ設ける。

- 2 研究推進型委員会に区分される委員会（以下「研究推進型委員会」という。）は、会員機関及び所属する研究者による研究連携推進のための調査、検討、企画調整及び立案、調整並びに筑協の活動、情報を内外に周知する活動を行う。
- 3 課題解決型委員会に区分される委員会（以下「課題解決型委員会」という。）は、筑波研究学園都市や会員機関に共通の課題解決に向けた調査、検討、企画調整及び立案、調整を行う。
- 4 研究推進型委員会及び課題解決型委員会の設置は、企画調整委員会の審議を経て、会長が決定する。

(委員会の構成)

第9条 企画調整委員会は、参加機関の職員（以下「構成員」という。）のうちから、会長の指名する委員長及び委員によって構成する。

2 研究推進型委員会は、企画調整委員会が指名する委員長及び委員で構成する。

3 課題解決型委員会は、委員会の設置の必要性を発議した会員機関が委員長となり、委員長が指名した委員で構成する。

4 前3項の各委員会（以下「委員会」という。）は、委員長がこれを招集する。

5 委員会は、必要に応じ、時限的な組織としてタスクフォース等の内部組織を設けることができる。

6 会長又は委員長は、必要に応じ、委員会の委員に構成員以外の者を指名することができる。

(関係出席者)

第10条 会長は、必要に応じ、関係者が総会及び幹事会に出席することを認めることができる。

2 企画調整委員会、研究推進型委員会及び課題解決型委員会の各委員会の委員長は、必要に応じ、関係者が委員会等に出席することを認めることができる。

(定足数)

第11条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 幹事会は、幹事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 前3項の規定にかかわらず、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(議決)

第12条 総会、幹事会及び委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長及び各委員会委員長は、やむを得ない理由により総会、幹事会及び各委員会等を開く余裕がない場合、もしくは軽易な事項の場合には、書面を送付して賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

3 前項の場合において会長及び各委員会委員長は、遅滞なく議決の結果を第4条、第7条及び第9条に定める総会、幹事会または各委員会等を構成する者に通知しなければならない。

(提携機関)

第13条 筑協は、筑協の活動に賛同し、筑協との提携を希望する特定非営利活動法人及び営利を目的としない協議会等を提携機関とすることができる。

2 前項に掲げる提携は、提携機関との相互協力により、第3条に掲げる事業活動の推進に資することを目的とする。

3 提携機関として認定する場合は、会員の推薦、提携を希望する機関からの申し入れ及び総会の承認を必要とする。

4 提携機関は、議決権を有しないが、総会に出席することができる。

5 提携機関との提携は、総会の承認を経て解消することができる。

6 提携機関から筑協との提携を解消する旨の申し入れがあったときは、提携を解消する。提携機関が解散したときも同様とする。

(事務局)

第14条 筑協の事務局は、原則として茨城県、つくば市及び文部科学省研究交流センターの職員をもって構成する。

2 会長、副会長及び幹事等の機関の職員は、事務局の活動に参画することができる。

- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費及び会計)

第15条 筑協の運営に要する経費は、会員から徴収する会費等によって賄うものとする。

- 2 会員は、筑協の会計年度内に会費を納入することとする。再度の請求にも拘わらず納入しなかった場合は、退会したものとみなす。

- 3 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業である会員のうち、創業からおおむね5年未満であって、財政基盤が特に脆弱であると認められるものについては、納入すべき会費を半額とすることができる。

- 4 筑協の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃等)

第16条 この規約の改廃は、総会の議により行うものとする。

- 2 この規約の定めのほか、筑協の運営に関し必要な事項は、総会の議を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年6月24日から施行する。
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、初代の役員の任期は、平成16年6月24日から平成18年6月30日までとする。
- 3 平成16年度については、第15条第2項の規定にかかわらず、筑協の会計年度は、平成16年6月24日から、平成17年3月31日までとする。
- 4 平成16年度については、会費は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この規約は、平成１７年１月５日から施行する。
- 2 平成１７年度について、会費は、別表のとおりに改める。

附 則

- 1 この規約は、平成１７年６月２２日から施行する。
- 2 平成１７年度について、会費は、別表のとおりに改める。

附 則

- 1 この規約は、平成１８年６月１６日から施行する。
- 2 平成１８年度について、会費は、別表のとおりに改める。

附 則

この規約は、平成１９年６月１９日から施行する。

附 則

この規約は、平成２０年１月９日から施行する。

附 則

この規約は、平成２０年６月２４日から施行する。

附 則

この規約は、平成２１年６月２３日から施行する。

附 則

この規約は、平成２２年６月２３日から施行する。

附 則

この規約は、平成２３年６月２８日から施行する。

附 則

この規約は、平成２５年６月２８日から施行する。

附 則

この規約は、平成２７年６月２９日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年７月１日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。